

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 7 号  
2 0 1 7 年 4 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 苦情処理会議開催に関する緊急申し入れ

現在、当組合員から（3月13日以降）申告された苦情が幹事間の事前審理すら行われず、1ヶ月以上も放置された状態になっている。その原因は、貴側（幹事）による苦情処理会議開催のための努力義務の欠如である。貴側（幹事）の対応は、「この苦情処理会議を開催したくない」意思の表れだと言わざるを得ない。このような状態をいつまでも続け、放置しておくことは許されない。

よって、以下の通り緊急に申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

### 記

1. 基本協約第284条には、「幹事は、申告のあった苦情について、すみやかに事前審理を行う」と定められている。貴側（幹事）の対応は、この協約を逸脱するものである。それは、組合側（幹事）からの再三の要請に対して貴側（幹事）の「まだ予定が立っていない」「予定が取れない」挙げ句の果てに「4月26日か4月28日でどうですか」「都合が悪いのでそこしか入りません」という言辞であった。それに組合側（幹事）が抗議すると「20日」、さらに抗議すると「14日」という貴側（幹事）の不誠実な対応が明らかになった。

組合側は、貴側に猛省を求める。今後このようなことがないようにすること。

2. 組合側は当組合員から申告された苦情処理会議を早急に開催しなければならないと思っている。したがって、もし貴側がこの度の不誠実な対応を猛省せず、今後も地方苦情処理会議が正常に機能しないのであれば、基本協約第287条、「地方会議において、第289条に定める機関内に解決することができなかつた場合、又は申告が関係の長の権限その他の理由で地方会議で苦情を解決することが適当でないと認めた場合は、中央会議に上移するものとする。」の定めに基づいた対応を行いたいと考えるが、貴側の考えを明らかにすること。

以 上